し、同条第四項中「第三十四条第九項第三号」を「第三十四条第十一項第三号」に、「同条第一項第三号」を「同条第二項第三号」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「鉱物（」を「鉱山に係る鉱物（」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十四条第八項」を「第三十四条第十項」に、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「第五項」を「第六項」に、「同項各号」を「同条第十項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第三十四条第九項に規定する財務省令で定めるところにより認定を受けた法人は、当該法人の申請に基づき同項の規定に該当する旨を経済産業大臣が認定した法人とする。

第二十一条の十六を第二十一条の十五とする。

第二十一条の十七第六号中「よう接機」を「溶接機」に改め、同条を第二十一条の十六とする。

第二十一条の十七の二第四項中「（平成二十年国土交通省令第六十七号）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第一号イ中「及び次号」を「及び次号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　施行令第三十五条の二第二項に規定する財務省令で定める期間は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第十二条第四項の規定により国土交通大臣が当該法人の当該事業年度ごとに当該法人に対して交付する同項に規定する確認証に記載された同項第三号に掲げる期間とする。

第二十一条の十七の二第一項中「船舶運航事業者等（以下この項」を「船舶運航事業者等（第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「次項第一号において同じ。）」を「次項第一号イにおいて同じ。）」に、「次項第一号において同じ。）及び」を「次項第一号ロにおいて同じ。）及び」に改め、同項第二号中「費用をいう。次項第二号」を「費用をいう。次項第二号イ」に、「船費をいう。次項第二号」を「船費をいう。次項第二号ロ」に、「除く。次項第二号」を「除く。次項第二号ハ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十九条の二第一項第一号に規定する財務省令で定める準日本船舶は、当該法人の当該事業年度において同項に規定する日本船舶の確保に関連して実施される措置としての同号に規定する準日本船舶（以下この項において「準日本船舶」という。）の確保の対象となる準日本船舶に該当するものであることにつき、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）第十二条第四項の規定により国土交通大臣の確認を受けた準日本船舶とする。

第二十一条の十七の二を第二十一条の十七とする。

第二十二条の四第一項第三号ロ⑵中「都市緑地法第十七条第三項の緑地管理機構」を「施行令第三十九条の四第三項に規定する機構」に、「同条第二項」を「都市緑地法第十七条第二項」に、「当該緑地管理機構」を「当該機構」に、「施行令第三十九条の四第三項に規定する」を「当該」に、「同項各号」を「施行令第三十九条の四第三項各号」に改める。

第二十二条の五第一項第二十四号を次のように改める。

二十四　法第六十五条の四第一項第二十号の場合　都市再開発法第七条の六第三項に規定する建築許可権者、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する都府県知事又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項に規定する都道府県知事等の当該土地等をこれらの規定により買い取つたものである旨を証する書類

第二十二条の五第一項第二十六号中「第三十九条の五第三十項」を「第三十九条の五第二十八項」に改め、同項第二十七号ロ中「第三十九条の五第三十一項各号」を「第三十九条の五第二十九項各号」に改め、同項第二十九号中「第三十九条の五第三十二項」を「第三十九条の五第三十項」に改め、同条第二十項中「第三十九条の五第二十八項各号」を「第三十九条の五第二十六項各号」に改め、同条第二十一項中「第三十九条の五第二十八項第五号」を「第三十九条の五第二十六項第五号」に改め、同項第一号中「道路運送車両法施行規則第五十七条第一項」を「昭和四十二年改正規則による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条第一項」に改める。

第二十二条の六第四項第七号中「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改める。

第二十二条の九の二を削り、第二十二条の九の三を第二十二条の九の四とし、第二十二条の九の三を第二十二条の九とする。

第二十二条の十第一項第二号ロ中「及び同項第三号」を「、同項第三号に規定する比較対象取引、同項第四号に規定する比較対象取引及び同項第五号」に、「第三十九条の十二第八項第四号」を「第三十九条の十二第八項第六号」に改め、同号ハ中「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同号ホ中「及び同項第三号」を「、同項第三号に規定する必要な調整、同項第四号に規定する必要な調整及び同項第五号」に、「第三十九条の十二第八項第四号」を「第三十九条の十二第八項第六号」に改める。

第二十二条の十四の見出しを「（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）」に改める。

第二十二条の十七の次に次の一条を加える。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第二十二条の十七の二　法第六十七条の五の二第一項の規定によりみなして適用する法人税法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を適用する場合における同法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二条の二第二号の規定の適用については、同項第二号ロ中「計画書（」とあるのは「計画書（租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えられた令第二十四条の二第一項第三号（ロにおいて「読替え後の令第二十四条の二第一項第三号」という。）に規定する再生債権が再建計画の定めるところにより読替え後の令第二十四条の二第一項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定投資事業有限責任組合契約によつて成立する投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに当該再生債権を有する者の氏名又は名称の記載」と、「同項第三号」とあるのは「読替え後の令第二十四条の二第一項第三号」と、「者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごと」とあるのは「当該特定投資事業有限責任組合契約を締結している者」と、「及び当該金額」とあるのは「の合計額、当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにこれらの金額」とする。

2　法第六十七条の五の二第一項の規定によりみなして適用する法人税法第五十九条第二項の規定を適用する場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号ロ⑶中「含む」とあるのは「含み、⑵に規定する免除を受けた債務に係る債権が租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する特定投資事業有限責任組合契約によつて成立する投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに当該再生債権を有する者の氏名又は名称の記載」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該特定投資事業有限責任組合契約によつて成立する投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地」とする。

第二十二条の十九第二項中「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該事業年度に係る計算規則第七十六条第一項の金銭の分配に係る計算書（第九項において「金銭分配計算書」という。）に基づき計算規則第七十八条第三項の規定により計算規則第七十六条第一項第三号の買換特例圧縮積立金の繰入額に細分された金額　当該細分された金額の計算の基礎となつた不動産（計算規則第三十七条第三項第二号イ、ロ及びホ並びに第三号イに掲げる資産をいう。以下この号、次項及び第九項において同じ。）ごとに当該細分された金額のうち当該不動産に係る金額に控除限度割合を乗じて計算した金額（第九項において「買換特例圧縮積立金個別控除額」という。）を合計した金額